

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
「むなかた苑障害者福祉センター 和の倶楽部」
(生活介護) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人宗像福祉会が設置する「むなかた苑障害者福祉センター和の倶楽部」(以下「事業所」という。)において実施する指定障害福祉サービスの生活介護(以下「生活介護」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、生活介護事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう援助することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、障害者に対し入浴・排泄又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 生活介護の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要なサービスの提供ができるよう努めるものとする。

3 生活介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、障害者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に関する省令」(平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準」という。)及び「福岡県障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」(福岡県条例第五十七号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 むなかた苑障害者福祉センター和の倶楽部

(2) 所在地 福岡県宗像市田久二丁目5番1号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、従業者の管理、生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている生活介護の実施に関し、事業所

の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行うほか、障害者並びにその家族に対しその内容等について必要な説明を行う。

(2) 看護職員 1名(常勤専従 1人)

看護職員は、利用者が必要とする看護を適切に行うとともに、必要に応じ利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、介護等に従事する。

(3) 理学療法士1名(常勤兼務 1人)

理学療法士は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、介護等に従事する。

(4) 生活支援員10名(常勤専従 6人 非常勤専従 4人)

生活支援員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するための適切な介護等に従事する。また、利用者負担上限額の管理を行う。

(5) サービス管理責任者(常勤専従 1人)

サービス管理責任者は、個別支援計画を策定するとともに、利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業に対する照会等により、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス事業等の利用状況を把握し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討する。また、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し必要な援助を行うとともに、他の従業者等に対する技術指導又は助言を行う。

(6) 医師(非常勤専従 1名)

利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行なう。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

サービス提供時間(送迎時間を除く)午前9時30分から午後4時30分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は20人とする。

(生活介護の内容)

第7条 事業所で行う生活介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 個別支援計画の作成

(2) 介護サービス

更衣、排泄等の身体介助等

(3) 機能訓練・創作的活動

(4) 食事の提供

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定生活介護サービスを利用した場合の利用者負担額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の1割とする。ただし、利用者負担額の月額については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第4項の定めによるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定生活介護サービスを提供した際は、支給決定障害者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に100分の90を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

3 次に定める費用については支給決定保護者から徴収するものとする。

(1) 食事に要する費用 厚生労働大臣が定める額

(2) 創作的活動に係る材料費

(3) 日用品費

(4) その他日常生活において通常必要となるものに係る経費であって支給決定保護者に負担させることが適当とみとめられるものの実費。

4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、宗像市の全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。

(1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。

(2) 指定した場所以外での火気を用いること。

(3) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

(緊急時等における対応方法)

第11条 現に生活介護事業の提供を行っているときに障害者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に

報告するものとする。

- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第13条 身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者

(苦情解決対応)

第14条 提供した生活介護サービスに関する障害者並びにその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した生活介護サービスに関する障害者並びにその家族からの苦情を受け付けたときには、当該苦情の内容等を記録することとする。
- 3 提供した生活介護サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が、法第11条第2項の規定により福岡県が、また、法第48条第1項の規定により福岡県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害者またはその家族からの苦情に関して市町村又は福岡県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は福岡県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うとともに、その改善の内容を福岡県、福岡県知事、市町村又は市町村長に報告するものとする。
- 4 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業者は虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。(令和4年4月1日から義務化。)

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ③ ①、②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束等の禁止(基準省令第35条の2)(施設省令第48条))

第16条 サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 事業者は身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じなければならない。(令和4年4月1日から義務化。)

ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年4回

2 職員は、その業務上知り得た障害者並びにその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た障害者並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、障害者並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害者並びにその家族の同意を得ておかなければならない。

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、障害者に対する生活介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、生活介護サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は宗像福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1 この規定は、平成21年8月1日から施行し、平成22年11月30日に廃止する。

2 この規定は、平成22年12月1日から施行する。

3 この規定は、令和3年4月1日から施行する。

4 この規定は、令和 4年12月1日から施行する。

(第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容の変更、第15条 人権の擁護
及び虐待の防止のための措置に関する事項の追記)